

令和5年度建築基準適合判定資格者検定受検講習会

質問No.	質 問	回 答
1	<p>考査Aの演習No.8の選択肢5の回答は35トン以下なので許可不要という解説になっているが、そもそも自動車充填用液化ガスなので規制対象外なのではないでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、準工業地域内においては、液化ガスを自動車充填用設備で、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものにより貯蔵する場合は、数量の規制はありません。</p>
2	<p>考査B演習 11防火区画(面積区画)で、EVシャフトは、令112条第1項二号に該当するとして、区画面積から抜かないのでしょうか。</p>	<p>EVシャフトは特定防火戸(遮炎性能あり)で区画されているので、竪穴区画かつ面積区画されています。 解説では、1階店舗1、店舗2、DSは耐火構造の壁で明らかに区画されているので、「区画されている部分とその他の部分」という意味でかっこ書きで除いています。 正確にはご指摘の通り、1階から4階までのかっこ書きで除かれた部分については、「EVシャフト部分22㎡、その他の部分の面積2300㎡超となり、1500㎡を超える部分があるため、不適合」となります。 その他の部分が1500㎡を大幅に超えているため、解説では省略していますが、1500㎡ぎりぎりの場合には、正確に面積を算定する必要があります。</p>
3	<p>構造演習 構造資料のP3の表で時刻歴応答解析、限界耐力計算の列で保有水平耐力計算の場合に適用を除外できる技術的基準に○がなかったということは、除外できるということでしょうか？ 令79条の3や令80条の2は耐久性等関係規定ですが、除外してよいのでしょうか？また、そう読める根拠を教えてください。</p>	<p>時刻歴応答解析、限界耐力計算の場合は、耐久性等関係規定については適用が必要ですが、保有水平耐力計算の場合に適用を除外できる技術的基準については適用を除外できます。令第79条の3は耐久性等関係規定ですので適用されます(令第79条の3は保有水平耐力計算の場合に適用を除外できる技術的基準ではありません。)。令第80条の2については、それぞれの告示において、耐久性等関係規定と保有水平耐力計算の場合に適用を除外できる技術的基準を規定しています。</p>